

<市第 39 号・41 号議案関連資料>

横浜市手数料条例の一部改正及び横浜市印鑑条例の一部改正について

個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できる「コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービス（以下「コンビニ交付」）」の導入に伴い、関連する「横浜市手数料条例」及び「横浜市印鑑条例」の一部を改正します。

1 本市におけるコンビニ交付の概要

(1) 開始時期

平成29年1月下旬（予定）

(2) 取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し

(3) 利用時間

全国自治体同様、午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日までを除き無休）

※ 戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日午前9時から午後5時まで

(4) 利用店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス 等
（全国約50,000店舗、市内約1,200店舗（多機能端末機設置店舗に限る））

2 横浜市手数料条例の一部改正

(1) 趣旨

コンビニ交付の導入に伴い、住民票の写しなどの証明書交付手数料（以下「手数料」）を改定するため、横浜市手数料条例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

コンビニ交付で取り扱う証明書のうち、4種類（住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し）の手数料について、現行では300円と定めていますが、多機能端末機による交付の場合の手数料を250円と条例中に定めます。

なお、戸籍証明書は、政令により手数料の標準額が定められているため、コンビニ交付についても、現行の手数料である450円を適用することとし、条例は改正しません。

(3) コンビニ交付の手数料設定にあたっての考え方

現在、住民票の写しなどの各種証明書については、窓口で職員が対面により行っていますが、今回導入するコンビニ交付は、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機を利用者自身で操作し、必要な証明書を取得していただきます。

そのため、コンビニ交付の手数料は、窓口における受付業務や証明書作成などに係る人件費とコンビニエンスストアへ支払う一通あたりの事務手数料を勘案し、250円とします。

<参考> 他自治体のコンビニ交付の手数料設定状況一覧

	参加自治体数 (予定含む)	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民票記載事項証明書			戸籍の附票		
		取扱	同額	減額	取扱	同額	減額	取扱	同額	減額	取扱	同額	減額
政令市	14	14	7	7	14	7	7	2	2	—	9	5	4
神奈川県内	7	7	5	2	7	5	2	1	1	—	1	1	—

減額自治体：[政 令 市] さいたま市、千葉市、福岡市、神戸市、熊本市、相模原市、
大阪市(H29.4～減額予定、現在は同額で実施)

[神奈川県内] 相模原市、座間市

(4) 施行日及び改正内容

施行日	改正案	現行
規則で定める日から施行する。	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>((1)～(12)省略)</p> <p>(13) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料</p> <p>1件につき 300円</p> <p><u>(横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年12月横浜市条例第67号)第2条第2号に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの(以下「多機能端末機」という。))による交付の場合にあっては、250円)</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>((1)～(12)省略)</p> <p>(13) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料</p> <p>1件につき 300円</p>

施行日	改正案	現行
規則で定める日から施行する。	(14) 住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関する証明書の交付手数料 同 300円 <u>(多機能端末機による住民票に記載した事項に関する証明書の交付の場合にあっては、250円)</u>	(14) 住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関する証明書の交付手数料 同 300円
	(15) 印鑑に関する証明手数料 同 300円 <u>(多機能端末機による交付の場合にあっては、250円)</u>	(15) 印鑑に関する証明手数料 同 300円
	(以下省略)	(以下省略)

3 横浜市印鑑条例の一部改正

(1) 趣旨

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請制度を導入するため、横浜市印鑑条例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

コンビニ交付の導入に伴い、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請が行えることを条例中に定めます。

また、現在、区役所などの窓口では、印鑑登録証明書を取得する際に印鑑登録証が必要となりますが、今回の一部改正では、申請者本人に限り、窓口でも個人番号カードを提示することにより交付申請が行えることを条例中に定めます。

(3) 施行日及び改正内容

施行日	改正案	現行
規則で定める日から施行する。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

施行日	改正案	現行
<p>規則で定める日から施行する。</p>	<p>(4) <u>前条第2項又は第3項の場合において、暗証番号を正しく入力されなかったとき。</u></p> <p>(5) <u>前条第2項又は第3項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(6) <u>次条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。</u></p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第19条 区長は、印鑑登録証明書の交付申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに<u>記録し、当該記録したものをプリンターから打ち出したものをいう。</u>）に、第6条第1項第3号から第5号までに規定する事項を記載して認証し、印鑑登録証明書として交付する。</p>	<p><u>該当号なし（新設）</u></p> <p><u>該当号なし（新設）</u></p> <p>(4) <u>第19条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第19条 区長は、印鑑登録証明書の交付申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに<u>記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。</u>）に、第6条第1項第3号から第5号までに規定する事項を記載して認証し、印鑑登録証明書として交付する。</p>